

### 第3回 新潟地方最低賃金審議会

日時：平成28年8月3日（水）

会場：新潟美咲合同庁舎2号館2階会議室

（事務局）

それでは、ただいまから第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、使用者側代表の鈴木委員が所用により欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴者及び報道の方がおられます。報道の方につきましては、ここまでで頭取りをお願いいたします。よろしいですか。

では、以後の議事進行は会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（会長）

では、議事に入りましょう。まず最初、新潟県最低賃金の金額の改定につきまして、専門部会の審議経過を部会長からご報告いただきます。よろしく申し上げます。

（部会長）

お手元に報告と書かれた資料があらうかと思えます。そちらをご覧ください。読み上げさせていただきます。

報 告

平成28年8月2日

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会

部会長永井雅人

#### 1 はじめに

平成28年度の新潟県最低賃金額改定については、新潟県最低賃金専門部会において、7月27日以来、本日に至るまで合計4回の会議を開催し、労使双方からそれぞれが主張する改定額の根拠等について、互いに真摯な議論を展開され、十分な審議を尽くしてきたとこ

ろである。

## 2 労働者側主張

労働者側委員は、以下の3点について主張した。

① 地域別最低賃金は憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的生活を営むため、賃金水準を引き上げるものとする。地域別最低賃金の決定に際しては、最低賃金法第9条第2項において、「法の三要素」である「生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払い能力」を考慮し、決定することとなっている。新潟市の生活保護費と最低賃金を比較すると、生活保護費の方が上回っている。これを上回るには7円以上の引き上げが必要である。これに加え、生活保護受給者は医療費、住民税、国民年金、国保等の支払いが免除されていることから、これらを考慮して、全国の生活保護者の多い年代を参考に算出すると、180円の引き上げが必要となる。

② 2016 春季生活闘争の結果、連合、日本経団連、県労政雇用課、新潟県経営者協会、連合新潟等、調査を行った全ての機関において、金額、率ともに昨年を下回る数字となっているが、連合の2016 春季生活闘争結果では、小幅であるが3年連続賃上げ、ベースアップがなされており、企業規模に関わらず、多くの組織労働者については4月から賃上げが実施されている状況である。

一方、労働組合のない未組織の事業場については、労使交渉の機会すら与えられない状況である。連合新潟の労働相談に、「何年も働いても賃上げされていない」、「最低賃金しかもらっていない」と言った労働者からの相談が多く寄せられている。新潟県の最低賃金で年間2,000時間働いたとしても、年間で約146万円であり、「ワーキングプア」と呼ばれる年収200万以下の労働者が年々増加し、今では全国で1,200万人にも増え、給与所得者の4人に1人の割合となってきている。非正規労働者も全雇用労働者の4割に増加している。この結果、自立できなければ社会保障に頼らざるを得ず、事実、新潟県においても、生活保護受給者は年々増加する傾向にある。このまま生活保護受給者が増加し続けると、経済の好循環どころか経済の破綻さえ危ぶまれる。今年3月時点で、生活保護受給者が生活保護受給を開始した主な要因としては、「世帯主の傷病」や「貯金の減少」が半数を占めており、次いで、「働きによる収入の減少」となっている。働いている賃金で家族と生活を営むことができ、労働力の再生産が可能な社会、安心して暮らせる社会、低賃金労働者が将来安心して働き暮らせる賃金とするため、今年の春季生活闘争の結果を未組織にも反映させることが重要である。

また、2016 春季生活闘争において、会社は求人を出しても集まらない、仕事はあるのに賃金を上げて人も集まらないという声が聞こえる。2015年3月の北陸新幹線開通に伴い、

新潟県は関東、石川方面に人口が流出している状況である。

同じ仕事をするのであれば、賃金の高い県外に行き就職する者も多くいる。関東など新潟県より南側の地域で最低賃金が高く、当県から人口も流出している現状がある。

労働力不足が深刻化する中、賃金の低地域から高地域への人口が流出し、7月現在の新潟県の人口は230万人を切っている。地域経済の健全な発展のためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

③ 雇用戦略対話の合意事項において、2010年6月に行われた政労使協会議で、2020年までに全国平均1,000円、最低でも800円が合意事項となっている。また、労働局長の諮問にあるように、今年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、我が国のGDPの6割が個人消費であり、GDPの成長には個人消費の増加が不可欠である。消費の伸びを高め、労働分配率低下に歯止めを掛けることが必要とされている。

具体的には、最低賃金年率3パーセントを基に全国平均1,000円を目指す必要がある。賃金の引き上げが経済の発展に結び付き、地域の発展にある程度繋がっていく。全国平均1,000円に到達するには毎年68円の引き上げ。早期に最低800円に到達するには69円の引き上げ。全国の加重平均1,000円に到達するには、4年で毎年51円の引き上げがそれぞれ必要となる。以上のことから、中賃の目安額を十分に尊重しつつも、地域間格差が広がっていく問題もあり、底上げしないとより人口流出に繋がることから、プラス25円を主張した。その後の会議における議論、個別折衝を踏まえ、妥協できる点として中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の趣旨等を尊重し、目安どおりのプラス22円を主張した。

### 3 使用者側主張

使用者側委員は以下の3点について主張をした。

① 「法の三要素」から見れば、労働者の生計費については、新潟県の県内動向の資料から、新潟市の消費者物価指数が「生鮮食品を除く総合」で、1年1か月連続で前年を下回り、極めて安定して推移している。また、新潟県全体としては、最低賃金が生活保護費を上回っている。

このことから、生計費において労働者の負担が増えているとは考えられない。

② 賃金については、賃金改定状況調査の第4表を見てみると、Cランク0.9パーセントという結果が出ている。このことから、731円に0.9パーセントを掛けた7円プラスが妥当な金額となる。

③ 支払い能力については、第1表でCランクを見ると、政府が賃上げ実施を迫っている状況の中で、実に4割の事業所が賃上げをしない、あるいは賃金引き下げを実施したと

されている。今年度の春の交渉を見ても、昨年に引き続きベースアップを実施した企業があったのも事実ではあるが、昨年より小幅であり、中小企業では賃金改定ができない企業が依然として多い状態である。

また、昨今の経済状況は決して良くない。その一つの要因として考えられるのが、ここ数年続いている福利厚生費の上昇という問題が考えられる。これは労働者の可処分所得の減少という側面もあるが、経営者の立場からすれば、賃金の引き上げがなくとも総人件費が上昇するコストアップ要因になっているということで、賃金の引き上げは難しい状態である。

新潟県の経済動向によれば、5月の中小企業の景況感D.Iもマイナス38.3パーセントと低利のまま推移している。新潟県の景気動向についても、昨年5月から本年6月にかけて業界の景況、売上高、収益状況及び資金繰りの全項目についてD.I値がマイナスであり、不景気の状態といえる。

また、平成26年工業統計調査結果から、一事業所あたりの従業員数については、3年連続の減少となっており、これはまだ廃業や倒産に追い込まれている企業が多いことを示している。さらに、「従業者規模・産業中分類別1事業所当たり及び従業者1人あたりの統計表」から、付加価値額及び1人当たりの現金給与額がマイナスに転じている業種が多く、業種毎に状況も違う。付加価値額については、従業者規模により非常に差があり、最低賃金の審議に当たり、特に事業所規模の小さい事業所に配慮していく必要がある。中小企業にとっては賃金を上げたくても上げられない状況にある。

以上のことから、「法の三要素」から見れば、全ての要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を中心に最低賃金の金額を検討すれば、0.9パーセントの上昇による7円の引き上げが妥当であり、法的拘束力があり罰則のある最低賃金において、政府の介入により示された経済実態を無視した目安金額は適切でないと主張した。

しかしながら、一億総活躍プラン等へ多少の配慮をする方向で検討し、平成28年度最低賃金に関する基礎調査報告結果の総括表の第1・20分位数を参考にして、配慮分として2円をプラスしたプラス9円が妥当であると主張した。その後の会議における議論、個別折衝を踏まえ、妥協できる点として本年の春闘の賃上げ率が2パーセント弱であることを拠り所として、731円に2パーセントを掛けたプラス15円を主張した。その後さらに会議における議論、個別折衝を踏まえ、妥協点としてプラス19円を主張した。

第4回専門部会において、目安は政治主導による極めて高いものであり、経済実態を反映したものではなく、憤りを感じているが、断腸の思いで目安は容認せざるを得ず、目安どおりプラス22円を主張した。

#### 4 まとめ

本部会としては、以上の労使の主張を踏まえ、労使双方に意見の相違はあるものの、対話を重ねて相互理解を得ること、よりよい新潟とするように公労使で建設的な討議を行うことを主眼に置いて審議を進め、全会一致による結審に向けて努力してきた。

その結果、本年度の最低賃金額は22円引き上げ、753円とすることで合意されたところである。今回の合意を基に、本部会としては新潟地方最低賃金審議会に報告をする。なお、労働局においては、最低賃金履行確保に向けての指導監督の徹底を希望する。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援に関わる取組みを合わせてお願いをしたい。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

部会長からご報告を受けました。専門部会では全会一致で議決に至っておりましたので、最低賃金審議会第6条第5項の適用によりまして、専門部会の決議をもって本審議会の決議といたします。

ただいまの報告について、ご質問等ありましたら、よろしいですか。

それでは、「新潟県最低賃金の改定決定に関する報告書」について、事務局から報告をお願いします。

(室長)

それでは「新潟県最低賃金の改定決定に関する報告書」を読み上げさせていただきます。

平成28年8月2日

新潟地方最低賃金審議会会長村山六郎 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会

部会長永井雅人

#### 新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は平成28年7月7日、新潟地方最低賃金審議会において付託された新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達し

たので報告する。また、別紙2のとおり、「平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、平成26年10月4日発効の新潟県最低賃金(時間額715円)は、平成26年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員 永井雅人、二岸直子、村山六郎

労働者代表委員 蒲原清天、諸橋幸太郎、八代邦彦

消費者代表委員 佐藤佐智夫、下村啓治、名古屋祐三

### 別紙1 新潟県最低賃金

- 1 適用する地域 新潟県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間753円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

### 別紙2 新潟県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 地域別最低賃金

- (1) 件名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額715円
- (3) 発効日 平成26年10月4日

#### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 12から19歳。単身世帯者。
- (2) 対象年度 平成26年。
- (3) 生活保護水準(平成26年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 9万7,875円。

#### 3 生活保護に係る施策とその整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額 715円(新潟県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数×0.833(可処分所得の総所得に対する比率※)) = 103,514円。

※平成28年7月14日第2回目安小委員会での配付資料NO.2「生活保護と最低賃金」の別添グラフに示された比率。

以上です。

(会長)

どうもお疲れさまでした。

では、先程、部会長からご報告を受け、ただいま室長から報告書の読み上げがありました。先程も申し上げましたように、専門部会の決議をもって本審議会の決議といたします。

ご質問等ありましたら、どうぞ、よろしいですか。ありがとうございました。

では、事務局で答申文の準備をお願いします。

(事務局)

では、少しお時間をいただきたいと思います。

報道陣の方は答申を行いますので、カメラの用意をしてください。

(会長)

では、答申文を事務局から読み上げていただきます。よろしくをお願いします。

(室長)

読み上げます。

平成28年8月2日

新潟労働局長 梅澤真一 殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 村山六郎

新潟県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は平成28年7月7日付け新労発基0707第1号をもって、貴職から諮問のあ

った標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成26年10月4日発効の新潟県最低賃金時間額（715円）は、平成26年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1、新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること

- 1 適用する地域 新潟県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 753円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2 新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 715円
- (3) 発効日 平成26年10月4日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 12から19歳。単身世帯者。
- (2) 対象年度 平成26年。
- (3) 生活保護水準（平成26年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 9万7,875円。

3 生活保護に係る施策とその整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1か月換算額 715円（新潟県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数×0.833（可処分所得の総所得に対する比率※））＝ 103,514円。

※平成28年7月14日第2回目安小委員会での配付資料NO.2「生活保護と最低賃金」の別添グラフに示された比率。



(会 長)

では、ただいま読み上げていただきましたとおり、答申させていただきます。

(蒲原委員)

答申文の写しは、8月2日でいいですか。

(会 長)

事務局説明をお願いします。

(室 長)

一応第1回目の本審の6条5号の関係で、専門部会の決議を本審の決議とするということになりますと、特定最賃と同じように、その決議をもって答申ということになるそうです。ただ、報告につきましては、今回読んでいただいているというように理解いただければと思うのですが。

(蒲原委員)

ありがとうございました。

(室 長)

昨日決まって、今日は実質報告だということでございます。では、よろしくお願ひします。

(会 長)

では、答申させていただきます。今後よろしくご配慮ください。

(局 長)

どうもありがとうございました。

(会 長)

局長のほうでお話がありましたらどうぞ。

(局 長)

ただいま答申をいただきました。誠にありがとうございます。専門部会の委員の皆様方

を中心に、村山会長はじめ各委員の皆様には、大変お忙しい中、真摯にそして慎重にご審議をいただきました。さらに全会一致でのご答申を頂戴いたしました。深く感謝を申し上げます。この今回ご審議、結審いただきました最低賃金は、先程の説明申し上げたとおりですが、今後、異議申し出の公示などの手続きを経まして、今後正式に決定してまいります。私ども労働局としましては、この新しく決めていただきました最低賃金の広報と、そして遵守の徹底を図ってまいりたいと思います。

さらに、先程専門部会の永井部会長からの部会長報告にもありましたが、今回の最賃の引き上げで影響を受ける中小企業に対する支援がますます重要な課題となったと思っております。行政として持っております業務改善助成金そして援助サービスがございますが、そうした支援事業を今後もより一層力を入れてやってまいる所存です。村山会長はじめ各委員の皆様方には重ねて御礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

(会 長)

以上をもまちまして、県の最低賃金を局長に答申いたしました。関係者の皆様、多大なご苦勞に深く感謝をいたします。ありがとうございました。

本日はこれで議事が全て終了となります。最後に議事録の署名人を指名させていただきます。

労働者側から諸橋委員、使用者側から佐藤委員を指名します。よろしく願います。では、議事進行を事務局のほうにお返ししますので、よろしくどうぞ。

(事務局)

今後の日程について、室長から説明をいたします。

(室 長)

それでは、今後の日程についてご説明させていただきます。本日新潟県最低賃金の改定決定についてご答申をいただきました。明日から8月18日木曜日まで異議の申し立て期間を経た後に、8月22日月曜日午前10時から第4回本審で、申し立てのあった異議の取扱いについてご審議いただく予定となっております。なお、8月22日に会議をいたしますと、その後、官報公示を行い、最短で10月1日効力決定ということになります。以上です。

(事務局)

ただいまの説明で、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。特になければ、これ